

2007年北海道レースシリーズ規定

第1条 総 則

本シリーズは、アマチュアスポーツとフェアプレーの精神に基づき、モータースポーツ全般の普及と技術向上を目的として開催され、諸規則、車両、マナー違反は許されない。

第2条 大 会

本シリーズは、国際自動車連盟（F I A）の国際スポーツ競技規則及びJ A F国内競技規則、J M R C北海道レース競技規則、本シリーズ規定、N e t z c u p共通規定・ヴィッツシリーズ規定並びに各大会特別規則に従って開催される。全ての参加者はこれらの諸規則に精通しこれを遵守するとともに各主催者及び競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第3条 シリーズ条件

本シリーズの成立は、全戦の50%以上の成立による。

第4条 レース成立台数

本シリーズにおける各大会の各レースの成立は、参加台数において6台以上とする。

ただし、大会組織委員会が承認した場合、参加台数が6台に満たないときにおいてもレースが成立する場合がある。

耐久レースの成立台数は、全クラスの参加台数において10台以上とする。

また、各クラスの参加台数は、部門1台の出走も認められる。

なお、大会組織委員会が承認した場合、参加台数が10台に満たないときにおいてもレースが成立する場合がある。

第5条 各レースにおけるシリーズ得点

5-1 スプリントレース（SAURUS.Jr/NetsCup/Vit'z/Vit'z1000）

① 本シリーズの得点は、完走（レース完走周回数はレース距離及び時間の70%以上）した者に与える。

② 本シリーズのランキングは、シリーズを通して2戦以上参加のドライバーを対象とする。

③ 出走台数が3台未満のクラスはシリーズポイントを付与しない。

5-2 シリーズポイント基準表

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
6台以上	15	12	9	7	6	5	4	3	2	1
6台未満	12	9	7	6	5					

※V i t ' zシリーズは、別途N e t z C u pヴィッツシリーズ規定のポイントによる。

5-3 本シリーズの得点は、J M R C北海道レース部会が付与するもので

あり、その最終判断はJ M R C北海道レース部会にある。本部会は、シリーズ各戦の結果を尊重しつつ、疑義が生じた場合は当該競技会の審査委員会を召集し、調査の上、競技結果にかかわらずシリーズ得点の減点及び剥奪、並びに本シリーズ出場停止等の処分をする場合がある。

ただし、上記処分が科された場合でも当該競技会は成立し、処分を受けた選手の当該競技会における順位、賞金、副賞は競技通り認められる。

第6条 シリーズ順位

6-1 得点は各レースシリーズともに全戦有効（第5条該当）とし、得点合計の多い者を上位とする。

6-2 複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、出場回数の多い者が上位となり出場回数も同一の場合は、上位得点の回数が多い者を上位とする。当該レースシリーズの最高得点者はそのシリーズの本年度チャンピオンとして、J M R C北海道より認定される。

6-3 シリーズ表彰は以下の通り認定する。

各部門の毎の参加平均台数に応じ、以下のとおり表彰認定する。

1) SAURUS, Jr..... 6位以内

2) Netz Cup Vitz..... 6位以内

3) Vitz..... 6位以内

6-4 シリーズポイント取得対象者は、以下の要件①②を満たした者とする。
(J M R C北海道表彰要件に準ずる)

① J M R C北海道に加盟するクラブ団体の構成員に限られる。

② J M R C北海道互助会加入者に限られる。

第7条 本規定に明記されていない項目については、各大会の特別規則書・公式文書で示される。

第8条 シリーズ分担金

主催者は、参加1台につき1,500円をJ M R C北海道に納入する。

第9条 本規定の解釈

本規定に疑義が生じた場合は、J M R C北海道レース部会により決定される。

第10条 本規定の施行

本規定は、2007年3月1日をもって施行される。